

## ○大阪市住宅供給公社事後審査型制限付一般競争入札実施要領

制 定 平成20年 7 月23日

最近改正 平成30年 3 月30日

(目的)

第1条 この要領は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する工事請負契約において、開札後、最低価格提示者の入札参加資格を審査して適格の場合に落札決定する事後審査型制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲の取扱い)

第2条 制限付一般競争入札によるものは、予定価格の額が10万円超の入札とする。ただし、次に掲げる契約に関しては、この限りでない。

- (1) 総合評価方式等、入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要があり、制限付一般競争入札の適用が適当と認められない契約
- (2) 履行可能な業者が限られるなど、制限付一般競争入札では競争性の確保が困難と判断される契約
- (3) 前2号のほか、理事長が特に必要と認める場合

(入札公告等)

第3条 入札公告は、次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 入札執行の日時及び場所
- (6) 公社契約規程（以下「規程」という。）第18条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨
- (7) 前各号のほか、入札について必要な事項

2 前項の公告は、公社ホームページに掲載する。

(入札参加の申請)

第4条 入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

(設計図書等の入手方法)

第5条 設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）及び入札書の入手方法は、入札公告に定める。

(設計図書に対する質問及び回答)

第6条 設計図書に対する質問及び回答の方法は、入札公告に定める。

(入札書の提出)

第7条 入札書は、入札公告に定める日時及び場所に、入札箱に投函することにより提出させる。

- 2 前項の入札書は、入札金額等必要な事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱う。
- 3 一旦提出された入札書の訂正、再提出又は撤回は認めない。
- 4 その他入札書の提出に関し必要な事項は、入札公告に定める。

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順位を確定した上で、落札の決定を保留する。ただし、第4位以降について、同価格の入札をしたものが2者以上あった場合でも、同順位として審査順位の確定とする。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あった場合は、くじによって順位を定め、落札候補者を決定する。また、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をしたものが2者以上あった場合も同様に、くじによって第3位までの順位を定め、審査順位の確定を行うものとする。ただし、第4位以降の順位を定める必要がある場合は、入札参加者に通知し、第3位までと同様にくじによって順位を定める。
- 3 開札は公開とし、入札者は立ち会うものとする。開札時に入札者が立ち会わないときは、当該入札に関係のない公社職員を立ち合わせせる。

(審査順位等の発表)

第9条 落札候補者を決定した場合は、入札者に発表する。なお、低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格を下回った場合は、その旨をあわせて発表する。

(入札参加資格審査資料等の提出)

第10条 第8条の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に掲げる入札参加資格審査に要する資料（以下「資格審査資料」という。）の提出を求める。

- 2 前項における資格審査資料の提出期限は、開札の日の翌日の勤務時間内（9時～17時30分）とする。ただし、開札の日の翌日が公社における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日最終日の翌日）とする。なお、入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りでない。
- 3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に資格審査資料を提出しないとき、又は入札参加資格審査のために公社職員が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とする。
- 4 低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を下回る入札をした者から当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「低入札価格根拠資

料」という。)及び資格審査資料の提出を求める。

(入札参加資格の審査)

第11条 入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、入札書及び資格審査資料により落札候補者を審査する。

2 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降の審査を行わない。

3 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を当該落札候補者に対して通知する。

4 前項の場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行う。この場合において、前条第2項中「開札の日の翌日」とあるのは「公社が資格審査資料の提出を求めた日の翌日」と読み替える。

5 第1項及び前項に定める審査に要する日数については、入札公告に定める。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再入札に参加できない。

(1) 規程第18条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 規程第21条第2項の規定に基づき、最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札

(3) 公社競争入札参加心得に違反した者がした入札

(4) 予定価格の事前公表対象事業の場合にあっては、予定価格を超える価格でした入札

(5) 審査の結果、入札参加資格を有しないとされた者がした入札

(6) 低入札価格調査制度適用案件において、公社が指定する期日までに、あらかじめ指定する低入札価格根拠資料を提出しなかった者がした入札

(7) その他入札公告に定める入札の無効の条件に該当する入札

(落札決定等)

第13条 第11条において、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、落札者に対して通知する。

2 落札候補者が落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札公告に別に定めがある場合を除き、入札参加資格を有しないものとみなす。

(落札候補者の辞退等)

第14条 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、並びに公社が指定する期限までに入札参加資格審査資料及び低入札価格根拠資料を提出しなかった場合は、公社競争入札参加停止措置要綱に基づく措置を行うことができる。

(入札結果等の公表)

第15条 落札決定後、入札結果等の情報を公表する。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難しい場合は、入札公告により定めることができる。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。